旅　客　営　業　規　則

阿佐海岸鉄道株式会社

旅　客　営　業　規　則

平成４年３月
阿佐海岸鉄道(株)

公示　第 1 号

目　　次

第１編　総則
第　１　条　この規則の目的----------1
第　２　条　適用範囲----------1
第　３　条　用語の意義----------1
第　４　条　運賃前払の原則----------2
第　５　条　契約の成立時期及び適用規定----------2
第　６　条　旅客の運送等の制限又は停止----------2
第　７　条　運行不能の場合の取扱方----------2
第　８　条　営業キロ----------3
第　９　条　期間の計算方----------3
第　１０　条　乗車券類等に対する証明----------3
第　１１　条　旅客等の提出する書類----------3
第２編　旅客営業
第１章　通則
第　１２　条　乗車券類の購入及び所持----------3
第　１３　条　整理券の発行及び所持----------4
第　１４　条　整理券の様式----------4
第　１５　条　営業キロのは数計算方----------4
第　１６　条　駅員無配置駅の旅客の取扱方----------4

第２章　乗車券類の発売
第１節　通則
第　１７　条　乗車券類の種類----------4
第　１８　条　乗車券類の発売箇所及び発売方法----------4
第　１９　条　乗車券類の発売範囲----------4
第　２０　条　乗車券類の発売日----------5
第　２１　条　乗車券類の発売時間----------5
第　２２　条　臨時割引乗車券類の発売----------5
第　２３　条　払いもどし等について特約をした乗車券の発売----------5
第　２４　条　割引乗車券類の発売の制限----------5
第　２５　条　割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い----------5
第　２６　条　割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合---------5
第２節　普通乗車券の発売
第　２７　条　普通乗車券の発売----------6
第　２８　条　被救護者割引普通乗車券の発売----------6
第　２９　条　被救護者割引証----------6
第　３０　条　身体障害者割引----------7
第　３０　条の２　精神障害者割引----------7
第　３０　条の３　知的障害者割引----------7
第　３０　条の４　運転免許自主返納者割引----------8
第　３１　条　企画商品等の営業割引運賃を設定した場合の乗車券の発売-----8
第３節　定期乗車券の発売
第　３２　条　通勤定期乗車券の発売----------8
第　３３　条　通学定期乗車券の発売----------9
第　３４　条　定期乗車券の一括発売----------10
第　３５　条　身体障害者割引----------10
第　３５　条の２　精神障害者割引----------10
第　３５　条の３　知的障害者割引----------10
第４節　金券式回数乗車券の発売
第　３６　条　金券式回数乗車券の発売----------11
第３章　旅客運賃
第１節　通則
第　３７　条　旅客運賃の種類----------11
第　３８　条　旅客運賃計算上の営業キロの計算方----------11
第　３９　条　旅客の区分及びその旅客運賃----------11
第　４０　条　旅客運賃に関わる端数処理----------12

第４１条　割引の旅客運賃----------12
第４２条　旅客運賃割引の重複適用の禁止----------12
第２節　普通旅客運賃
第４３条　片道普通旅客運賃----------12
第３節　定期旅客運賃
第４４条　定期旅客運賃----------13
第４５条　は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃--13
第４節　特殊割引旅客運賃
第４６条　被救護者割引----------13
第４７条　身体障害者割引----------13
第４７条の２　精神障害者割引----------13
第４７条の３　知的障害者割引----------14
第４７条の４　運転免許自主返納者割引----------14
第４８条　臨時特殊割引----------14
第４章　乗車券類の効力
第１節　通則
第４９条　乗車券類の使用条件----------14
第５０条　効力の特例----------14
第５１条　券面表示事項が不明又は不備となった乗車券類----------14
第５２条　不乗区間に対する取扱----------14
第５３条　有効期間の起算日----------15
第５４条　乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方----------15
第２節　乗車券の効力
第５５条　有効期間----------15
第５６条　途中下車----------15
第５７条　改氏名の場合の定期乗車券の書替----------15
第５８条　乗車券が前途無効となる場合----------15
第５９条　定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合----------15
第６０条　定期乗車券が無効となる場合----------16
第６１条　通学定期乗車券の効力----------17

第５章　乗車券の様式
第１節　通則
第６２条　乗車券類の表示事項----------17
第６３条　この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等----------17
第６４条　乗車券の駅名等の表示方----------18

第６５条　旅客運賃割引等に対する表示----------18
第２節　乗車券類の様式
第１款　普通乗車券の様式
第６６条　普通乗車券の様式----------18
第２款　定期乗車券の様式
第６７条　補充定期乗車券の様式----------19
第３款　金券式回数乗車券の様式
第６８条　金券式回数乗車券の様式----------19
第４款　特殊割引乗車券の様式
第６９条　特別割引乗車券の様式----------19
乗車券類の改札及び引渡し
第１節　通則
第７０条　乗車券類の改札----------20
第７１条　乗車券類の引渡し----------20
第２節　乗車券類の改札及び引渡し
第７２条　普通乗車券の改札及び引渡し----------20
第７３条　定期乗車券の改札及び引渡し----------20
第７４条　金券式回数乗車券の改札及び引渡し----------20
第７章　乗車変更等の取扱
第１節　通則
第７５条　乗車変更等の取扱箇所----------20
第７６条　払いもどし請求権行使の期限----------21
第７７条　乗車変更をした乗車券類について
旅客運賃の収受又は払いもどしをする場合の既収額----------21
第２節　乗車変更の取扱
第１款　通則
第７８条　乗車変更の種類----------21
第７９条　乗車変更の取扱範囲----------21
第８０条　割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限----21
第８１条　別途乗車----------21
第２款　旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱
第８２条　乗車券類変更----------22
第３款　旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱
第８３条　区間変更----------22
第３節　旅客の特殊取扱い
第１款　通則

第 ８４ 条　旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還----------22
第 ８５ 条　乗車変更等の手数料の払いもどし----------22
第 ８６ 条　旅客運賃の払いもどしをしない場合----------23
第２款　乗車券類の無札及び無効
第 ８７ 条　乗車券の無札及び不正使用の旅客運賃・増運賃の収受---------23
第 ８８ 条　定期乗車券の不正使用旅客に
対する旅客運賃・増運賃の収受----------23
第 ８９ 条　乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方----------23
第３款　乗車券類の紛失
第 ９０ 条　乗車券類紛失の場合の取扱方----------23
第 ９１ 条　再収受した旅客運賃の払いもどし----------24
第４款　任意による旅行のとりやめ
第 ９２ 条　旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし----------24
第 ９３ 条　使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払いもどし------24
第 ９４ 条　旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし----------24
第 ９５ 条　不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合---------24
第 ９６ 条　定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし----------25
第５款　運行不能
第 ９７ 条　ＤＭＶ等の運行不能の場合の取扱方----------25
第 ９８ 条　旅行中止による旅客運賃の払いもどし----------25
第 ９９ 条　無賃送還の取扱方----------26
第 １００ 条　旅客運賃の払いもどし駅----------26
第 １０１ 条　運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし--26
第６款　誤乗及び誤購入
第 １０２ 条　誤乗区間の無賃送還----------27
第 １０３ 条　誤乗区間無賃送還の取扱方----------27
第 １０４ 条　乗車券誤購入の場合の取扱方----------27
第８章　入場券
第 １０５ 条　入場券の発売----------27
第 １０６ 条　入場券の料金----------27
第 １０７ 条　入場券の効力----------27
第 １０８ 条　入場券が無効となる場合----------27
第 １０９ 条　入場券の様式----------28
第 １１０ 条　入場券の改札及び引渡し----------28
第 １１１ 条　無札入場者----------28
第 １１２ 条　入場券の払い戻し----------28

第９章　手回り品
第 １１３ 条　手回り品及び持込み禁制品----------28
第 １１４ 条　無料手回り品----------29
第 １１５ 条　持ち込み禁制品又は制限外手回り品を
持ち込んだ場合の処置----------29
第 １１６ 条　持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置----------29
第 １１７ 条　手回り品の保管----------29

第１０章　携帯品の一時預り及び遺失物の回送
第１節　携帯品の一時預り
第 １１８ 条　携帯品の一時預り----------29
第 １１９ 条　種類及び性質の申出----------30
第 １２０ 条　一口の範囲----------30
第 １２１ 条　一時預り料----------30
第 １２２ 条　一時預り切符----------30
第 １２３ 条　一時預り期間----------31
第 １２４ 条　一時預り品の引渡し----------31
第２節　遺失物の回送
第 １２５ 条　遺失物の回送----------31
附則
別表第１号----------33～38
改正記録----------39

第１編　　総　則

（この規則の目的）

第１条　この規則は、阿佐海岸鉄道株式会社(以下「会社」という)の旅客の運送及びこれに付帯する入場券の発売等の事業(以下「旅客の運送等」という)について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　会社による旅客の運送等については、別に定める場合を除いてこの規則を適用する。

(1)　法令のおもなものは、次のとおりである。

イ　鉄道営業法(明治 33 年法律第 65 号)

ロ　鉄道運輸規則(昭和 17 年鉄道省令第 3 号)

ハ　鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)

ニ　鉄道事業法施行規則(昭和 61 年運輸省令第 6 号)

ホ　道路運送法（昭和 26 年法律 183 号)

(2)　別に定めてあるもののおもなものは、次のとおりである。

イ　学校及び救護施設指定取扱基準規程

（平成 4 年 3 月 26 日阿佐海岸鉄道株式会社社達第 30 号)

ロ　身体障害者旅客運賃割引規則

（平成 4 年 3 月 26 日阿佐海岸鉄道株式会社公示第 3 号)

ハ　知的障害者旅客運賃割引規則

（平成 4 年 3 月 26 日阿佐海岸鉄道株式会公示第 4 号)

ニ　精神障害者旅客運賃割引規則

（令和 3 年 11 月 20 日阿佐海岸鉄道株式会社社達第 166 号)

ホ　運転免許自主返納者旅客運賃割引規則

（令和 3 年 12 月 8 日阿佐海岸鉄道株式会社社達第 171 号)

ヘ　乗車券簡易委託販売規程

（平成 4 年 3 月 26 日阿佐海岸鉄道株式会社社達第 47 号)

ト　金券式回数乗車券取扱規程

（令和 3 年 11 月 20 日阿佐海岸鉄道株式会社社達第 164 号)

チ　発車オーライネット取扱規程

（令和 3 年 11 月 20 日阿佐海岸鉄道株式会社社達第 165 号)

（用語の意義）

第３条　この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

(1)「自社線」とは、会社の経営する路線をいう。

(2) 「駅」とは、旅客の取扱をする停留場、又は停留所をいう。
(3) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。
(4) 「ＤＭＶ」とは、旅客の運送を行う車両をいう。

（運賃前払の原則）

第４条　旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金をもって所定の運賃を支払うものとする。ただし、会社において特に認めた場合は後払いとすることができる。

２　旅客等は、前項の規定にかかわらず、次に定める運賃を次の金券によって支払う（乗車券類その他の証票との引換えを含む。）ことができる。

旅客運賃については、金券式回数乗車券

（契約の成立時期及び適用規定）

第５条　旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃を支払い乗車券等その契約に関する証票の交付を受けたとき、に成立する。

２　前項の規定よって契約の成立したとき以降における取扱は、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定よるものとする。

（旅客の運送等の制限又は停止）

第６条　旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

(1) 乗車券及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止。
(2) 乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車するＤＭＶの制限。
(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持ち込み区間又は持込みのＤＭＶの制限。

２　前項の制限又は停止する場合は、その旨を関係駅に掲示する。

（運行不能の場合の取扱方）

第７条　ＤＭＶの運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱をしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

(1)　不通区間については、任意に旅行する。
(2)　不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

２　ＤＭＶの運行が不能となった場合であっても、会社において他の輸送機関を利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、

その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱をする。

（営業キロ）

第８条　旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、営業キロ程（以下これを「営業キロ」という）による。

前項の営業キロは旅客の乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

（期間の計算方）

第９条　期間の計算を日をもってする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。一時預り品の引渡しの日についても又同じ。

備考１　日単位の場合

３日から４日間とは、３日から６日まで

備考２　旬単位の場合

ア　６月７日から１旬とは６月１６日まで

イ　７月１１日から２旬とは７月３１日まで

ウ　２月２１日から１旬とは２月２８日又は２月２９日まで

備考３　月単位の場合

ア　１１月１日（初日）から１箇月間とは１１月３０日（月の末日）まで

イ　４月１５日から１箇月間とは５月１４日まで

（乗車券類等に対する証明）

第１０条　会社において乗車券類等、旅客の運賃等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

（旅客等の提出する書類）

第１１条　旅客の運送の契約に関して、旅客が会社に提出する書類は黒又はインキ（ボールペンを含む）をもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

２　旅客は前項の規定による書類の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

３　旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、会社が別に明示した場合を除く。

第２編　　旅客営業

第１章　　通則

（乗車券類の購入及び所持）

第１２条　ＤＭＶに乗車する旅客は、そのＤＭＶに有効な乗車券類を購入し、それを所持しなければならない。ただし、乗車券類を所持しないで乗車した旅客は、乗車定員を超えない場合に限り乗車することができる。その際は、降車時において、運

賃を支払うものとする。

（整理券の発行及び所持）

第１３条　ＤＭＶに乗車する旅客は、乗車券所持の有無にかかわらず、乗車の際、整理券をとり乗車中にこれを所持しなければならない。ただし、始発駅で乗車する場合は除く。前項の整理券は、降車の際、ＤＭＶ備付けの運賃箱に納入するものとする。

（整理券の様式）

第１４条　整理券の様式は、次のとおりとする。

21.07.26	○○時　**01** 海南駅 阿佐海岸鉄道

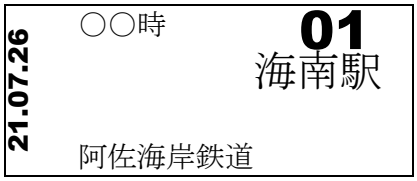

（注）　券面は、０１から 08 まで印字する。

（営業キロのは数計算方）

第１５条　営業キロを用いて運賃・料金を計算する場合の１キロメートル未満のは数は、これを１キロメートルに切り上げる。

（駅員無配置駅の旅客の取扱方）

第１６条　駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱は、ＤＭＶの乗務員が行う。

第２章　　乗車券類の発売

第１節　通則

（乗車券類の種類）

第１７条　乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　普通乗車券

（２）　定期乗車券 ｛ 通勤定期乗車券 / 通学定期乗車券

（３）　金券式回数乗車券

（４）　臨時割引乗車券類

（乗車券類の発売箇所及び発売方法）

第１８条　乗車券類は、宍喰駅において発売する。

２　乗車券類を所持しないで乗車した旅客に対する乗車券類は、乗車定員を超えない場合に限り、前項の規定にかかわらず車内で発売することがある。

３　乗車券類は、前２項に規定するほか、当社が別に定める箇所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売することがある。

（乗車券類の発売範囲）

第１９条　乗車券類は発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、駅員無配置

駅から有効となる乗車券類は駅員配置駅において発売することができる。

（乗車券類の発売日）

第２０条　乗車券は、次の各号に定めるところによって発売する。

（１）　普通乗車券は、乗車する日時、ＤＭＶ、座席及び乗車区間等を指定して発売する。

（２）　定期乗車券は、有効期間の日の７日前から発売する。又、継続発売をする場合は有効期間開始日の１４日前から使用できる定期乗車券を発売することができる。

（３）　金券式回数乗車券は、発売当日から有効開始となるものを発売する。

２　乗車券類の発売日については、前各号の規定にかかわらず別に定める日から発売することがある。

（乗車券類の発売時間）

第２１条　宍喰駅における乗車券類の発売時間は、同駅に発着するＤＭＶの始発の乗車に必要な時刻から終発の乗車に必要な時刻までとする。

２　前項の規定にかかわらず、乗車券類の発売時間については、別に定めることがある。

（臨時割引乗車券類の発売）

第２２条　会社が特に必要と認める場合は、臨時に特別の運送条件を定めて割引乗車券類を発売することがある。

２　前項の規定によって割引乗車券類を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて発売箇所に掲示する。

（払いもどし等について特約をした乗車券類の発売）

第２３条　会社が、業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払いもどし・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがある。

（割引乗車券類の発売の制限）

第２４条　旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券類は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合で乗車定員を超えない場合に限り、旅行開始前に限って発売する。

（割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い）

第２５条　旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外のものに使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

（割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合）

第２６条　旅客運賃割引証は、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。

(1)　記載事項が不明となったものを使用したとき。

(2)　表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。

(3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
(4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
(5) 記名人以外の者が使用したとき。

２　旅客運賃割引証は、次の各号の１に該当する場合は使用することができない。

(1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
(2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第２節　　普通乗車券の発売

（普通乗車券の発売）

第２７条　旅客が自社線の区間を片道１回乗車する場合に発売する。

（被救護者割引普通乗車券の発売）

第２８条　会社の指定する救護施設に保護され、又は救護される者(以下「被救護者」という)が旅行する場合で第 29 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証１枚について１人１回に限り、片道の割引普通乗車券を発売する。

２　被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人が同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者１人について付添人１人に限って前項の規定を準用する。

（被救護者割引証）

第２９条　被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護又は救護を受ける施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・有効期限・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

２　被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表　（縦12,8×横9.1cm）

契

印

被救護者旅客運賃割引証

第　　号

	指定番号	
乗車船区間	駅から　　経由 駅まで	
旅行証明書番号		
被救護者の氏名及び年齢	（　　才）	
付添人の氏名及び年齢	（　　才）	
割引率	５割	
有効期限	年　　月　　日まで	

年　　月　　日発行

施設の所在地

代表者
職　印

施設名

代表者名

（発行駅）	（乗車券番号）	（発行年月日）	割引コード	
（基本運賃）	（発売運賃）	（差額運賃）	救	添
			31	33

裏（縦12,８×横9.1cm）

（この証明書の使用上の注意）

(1)　社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に１回に限って使用することができます。

(2)　この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。

(3)　この割引証の記入事項（太わく内を除く）は、発行者において記入（乗車券の種類は、該当のものは○で囲む）し、又は押印していないものは、使用できません。

(4)　この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。

(5)　この割引証は、記名人に限って使用できます。ただし、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。

(6)　この証明証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。

(7)　この証明書によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。また、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。

(8)　この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（1箇月）です。

３　被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から１箇月間とする。

（身体障害者割引）

第３０条　身体障害者福祉法第１５条４項の規定により身体障害者手帳を受けている者が単独で旅行する場合、所定の身体障害者手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより普通運賃の割引を行う。

２　身体障害者が介護者（１人を限度とする）と乗車区間、乗車券の種類及び有効期間を同一にして乗車する場合で、所定の身体障害者手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより、身体障害者本人及びその介護者に対して普通旅客運賃の割引を行う。

（精神障害者割引）

第３０条の２　精神保健福祉法第４５条の規定により精神障害者保健福祉手帳を受けている者が単独で旅行する場合、所定の精神障害者保健福祉手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより普通運賃の割引を行う。

２　精神障害者が介護者（１人を限度とする）と乗車区間、乗車券の種類及び有効期間を同一にして乗車する場合で、所定の精神障害者保健福祉手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより、精神障害者本人及びその介護者に対して普通旅客運賃の割引を行う。

（知的障害者割引）

第３０条の３　厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知の規定により療育手帳を受けている知的障害者が単独で旅行する場合、所定の療育手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより普通運賃の割引を行う。

２　知的障害者が介護者（１人を限度とする）と乗車区間、乗車券の種類及び有効期間

を同一にして乗車する場合で、所定の療育手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより、知的障害者本人及びその介護者に対して普通旅客運賃の割引を行う。

（運転免許自主返納者割引）

第３０条の４　運転免許自主返納者が単独で旅行する場合、徳島県及び高知県公安委員会が発行した運転経歴証明書を発売箇所に呈示することにより普通旅客運賃の割引を行う。

（企画商品等の営業割引運賃を設定した場合の乗車券の発売）

第３１条　会社が特に必要と認める場合は、旅行目的・割引を受けるものの資格・割引区間・割引証票等を特定し、又は季節により旅行目的地を特定して割引普通乗車券を発売することがある。

２　前項の規定によって割引普通乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて発売駅、発売区間、発売期間等をその都度関係の駅に掲示する。

第３節　　定期乗車券の発売

（通勤定期乗車券の発売）

第３２条　自社線の区間を通勤のため常時、区間及び経路を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に１箇月・３箇月・６箇月の通勤定期乗車券を発売する。ただし、道の駅東洋町停留所から室戸方面を利用する定期券は発行しない。

２　定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

表　（縦12,8×横9.1cm）裏無地

定期乗車券購入申込書

定期乗車券の種類		通勤・通学
お名前		男　・　女 様（　）才
ご住所		電話（　　）
通勤先用務先又は学校名	所在地	電話（　　）
	名　称	
ご利用区間		駅から　　駅間
使用開始日及び有効期間		継続　・　新規
		１　・　３　・　６箇月
		年　月　日から

・　太枠内の空欄に記入又は該当のものを○で囲んでください。

・　ご使用済みの定期乗車券は、係員にお返しください。

下欄には記入しないでください。

年　月　日まで			
（発行駅）	（乗車券番号）	（運賃）	（発行年月日）

（通学定期乗車券の発売）

第３３条　指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が自社線の区間を通学のため常時、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書又は身分証明書を呈示し、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄駅と在籍指定学校最寄駅との相互間について、１箇月・３箇月・６箇月の通学定期乗車券を発売する。

２　通学証明書の様式は、次のとおりとする。

表　（縦12,5 ×横9.1㎝）裏無地

契印

NO ＿＿＿　　通　学　証　明　書

学校種別又は指定番号	

通学者の氏名	（　　才）男
年齢及び性別	女
通学者の住所	
部科及び学年	部　　科　　学年（年次）
通学区間	駅　　駅間
通学定期乗車券の有効期間	箇月
＊ 通学定期乗車券の使用開始日	年　　月　　日から

年　　月　　日発行

学校所在地

代表者
職　印

学校名

学校代表者氏名

（注意）

1　この証明書の有効期間は、発効日を含めて１箇月です。

2　この証明書のうち*印の欄以外の記入事項は、発行者がインキで記入（性別は、該当のものを○で囲む）してください。

3　この証明書のうち*印の欄は、通学者がインキで記入してください。

4　この証明書に記入した事項を訂正した場合は、*印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは、使用できません。

下欄に記入しないで下さい。

年　　月　　日まで			
番　　号		記　　事	

年　　月　　日発行

３　通学証明書の有効期間は、発行の日から１箇月間とする。

ただし、指定学校の夏季・冬期の休暇その他の長期休暇後に使用する通学証明書は、次の各号により、これを当該休暇前又は休暇中に発行することができる。

(1)　発行年月日は所定によって記入し、発行年月日欄の右方余白に「何月何日から有効」の例により、有効開始日を赤書きして、学校代表者の職印を押す。

(2)　有効開始日は、発行年月日から２箇月以内の日とする。

４　指定学校の学生、生徒若しくは児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で、会社が必要と認めるときは、第１項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

注１　指定学校とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第１条の規定による小学校　、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、ろう学校、盲学校、養護学校及び幼稚園。

注２　前項以外の学校で会社が指定したもの。

(定期乗車券の一括発売)

第３４条　前項２条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところによりこれを一括して発売することがある。

２　前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の所定の有効期間を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することがある。

(身体障害者割引)

第３５条　身体障害者福祉法第１５条４項の規定により身体障害者手帳を受けている者が単独で定期乗車券を利用する場合、所定の身体障害者手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより定期旅客運賃の割引を行う。

２　身体障害者が介護者(１人を限度とする)と乗車区間及び有効期間を同一にして乗車する場合で、所定の身体障害者手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより、身体障害者本人及びその介護者に対して定期旅客運賃の割引を行う。

(精神障害者割引)

第３５条の２　精神保健福祉法第４５条の規定により精神障害者保健福祉手帳を受けている者が単独で定期乗車券を利用する場合、所定の精神障害者保健福祉手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより定期旅客運賃の割引を行う。

２　精神障害者が介護者(１人を限度とする)と乗車区間及び有効期間を同一にして乗車する場合で、所定の精神障害者保健福祉手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより、精神障害者本人及びその介護者に対して定期旅客運賃の割引を行う。

(知的障害者割引)

第３５条の３　厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知の規定により療育手帳を受けて

いる知的障害者が単独で定期乗車券を利用する場合、所定の療育手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより定期旅客運賃の割引を行う。

２　知的障害者が介護者（１人を限度とする）と乗車区間及び有効期間を同一にして乗車する場合で、所定の療育手帳、又は障害者手帳アプリ「ミライロ」ＩＤを呈示することにより、知的障害者本人及びその介護者に対して定期旅客運賃の割引を行う。

第４節　金券式回数乗車券の発売

（金券式回数乗車券の発売）

第３６条　自社線の各駅相互間を乗車する旅客に対して金券式回数乗車券を１，０００円（券面等表示額１００円の１２券片）で発売する。

第３章　　旅客運賃

第１節　　通則

（旅客運賃の種類）

第３７条　旅客運賃の種類は次の各号に定めるとおりとする。

(1)　旅客運賃

イ　普通旅客運賃

ロ　定期旅客運賃 ｛ 通勤定期旅客運賃 / 通学定期旅客運賃

ハ　特殊割引旅客運賃

（旅客運賃計算上の営業キロの計算方）

第３８条　経路が同一方向に連続する場合に限りこれを通算する。

（旅客の区分及びその旅客運賃）

第３９条　旅客運賃は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人　　１２歳以上の者
小児　　６歳以上１２才歳未満の者
幼児　　１歳以上　６歳未満の者
乳児　　１歳未満の者

２　前項の規定による幼児であっても、次の各号の１に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。

(1)　幼児が、幼児だけで旅行するとき。

(2)　幼児が、乗車券を所持する６歳以上の旅客に１人を超えて随判されて旅行するとき。

３　前項の場合の外における幼児又は乳児に対しては、旅客運賃を収受しない。

４　１２歳以上１３歳未満の小学校（特殊学校の小学校を含む）の児童は小児とし、又６歳以上７歳未満の小学校入学前の小児は、幼児として取扱うことができる。

５　乗車券の使用期間中に使用旅客の年齢が１２歳に達した場合でもその期間中は小児とみなして取扱う

（旅客運賃に関わる端数処理）

第４０条　旅客運賃を計算する場合の 100 円未満の端数は、これを 100 円単位に切り上げる。ただし、小児の旅客運賃は、大人旅客運賃を折半し、計算上生じた 100 円未満のは数は、これを 100 円単位に切り捨てる。（以下この計算方法を「は数計算」という）

（割引の旅客運賃）

第４１条　割引の旅客運賃は、別に定める場合を除き、大人又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、計算上生じた 100 円未満のは数は、これを 100 円単位に切り捨てる。ただし、最低運賃は 100 円とする。

（旅客運賃割引の重複適用の禁止）

第４２条　旅客は旅客運賃について２以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を適用しない。

第２節　　普通旅客運賃

（片道普通旅客運賃）

第４３条　旅客の乗車する発着区間により、１００円単位で次のとおりとする。

鉄　道　区　間

	阿波海南文化村	阿波海南駅	海部駅	宍喰駅	甲浦駅	海の駅東洋町	道の駅宍喰温泉	むろと廃校水族館	室戸世界ジオパークセンター	室戸岬	海の駅とろむ
阿波海南駅	200										
海部駅	400	200									
宍喰駅	600	400	300								
甲浦駅	700	500	400	200							
海の駅東洋町	800	700	600	400	200						
道の駅宍喰温泉	800	700	600	400	200	200					
むろと廃校水族館	1,900	1,900	1,800	1,600	1,400	1,300					
室戸世界ジオパークセンター	2,100	2,000	1,900	1,700	1,500	1,400		300			
室戸岬	2,300	2,300	2,200	2,000	1,800	1,700		600	400		
海の駅とろむ	2,400	2,400	2,300	2,100	1,900	1,800		700	600	300	

(注 1)鉄道区間以外は、バス運賃を加算又はバス運賃のみを表記する。
(注 2)小児運賃は、半額（１００円未満切り捨て）とする。

第３節　　定期旅客運賃

（定期旅客運賃）

第４４条　鉄道の定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1)　１箇月定期旅客運賃

普通旅客運賃を６０倍して、次の割引率により計算した割引額を控除した額をは数計算した額とする。

割引率　　通勤定期旅客運賃　　５０％引
　　通学定期旅客運賃　　６０％引

(2)　3 箇月定期旅客運賃

１箇月定期旅客運賃を３倍し、これを１０パーセント割引しては数計算した額とする。

(3)　６箇月定期旅客運賃

１箇月定期旅客運賃を６倍し、これを２０パーセント割引しては数計算した額とする。

(4)　小児の定期旅客運賃は、通勤・通学の１箇月・３箇月及び６箇月の大人定期旅客運賃を折半しては数計算した額とする。

(5)　身体障害者割引、精神障害者割引、知的障害者割引の定期旅客運賃は、通勤・通学の１箇月・３箇月及び６箇月の大人又は小児定期旅客運賃を折半しては数計算した額とする。

（は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃）

第４５条　第３４第２項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

第４節　　特殊割引旅客運賃

（被救護者割引）

第４６条　第２８条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の５割を割引する。

（身体障害者割引）

第４７条　第３０条の規定により身体障害者又はその介護人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の５割を割引する。

（精神障害者割引）

第４７条の２　第３０条の２の規定により精神障害者又はその介護人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の５割を割引する。

（知的障害者割引）

第４７条の３　第３０条の３の規定により知的障害者又はその介護人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の５割を割引する。

（運転免許自主返納者割引）

第４７条の４　第３０条の４の規定により運転免許自主返納者に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の５割を割引する。

（臨時特殊割引）

第４８条　第２２条及び第３１条の規定により、割引の乗車券を発売する場合の旅客運賃の割引率はその都度定める。

第４章　　乗車券類の効力

第１節　　通則

（乗車券類の使用条件）

第４９条　乗車券類は、１券片をもって１人が１回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

２　同一旅客が、同一区間に対して有効な２枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は当該乗車券類については、その１枚のみ使用することができる。

３　乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出場する場合には、使用することができない。

（効力の特例）

第５０条　乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

(1)　大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合。

(2)　乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。

（券面表示事項が不明又は不備となった乗車券類）

第５１条　乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

２　前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあっては発行駅）に差し出して書替を請求することができる。

３　前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換えに再交付の取扱をする。

（不乗区間に対する取扱）

第５２条　旅客は、第５０条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間の途

中駅から旅行を開始し、又は同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

（有効期間の起算日）

第５３条　乗車券類の有効期間は、有効開始日を指定して発売するものとする。ただし、金券式回数乗車券は、発行した当日から起算する。

（乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方）

第５４条　旅客が当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなくその証明ができる場合は、その限りでない。

第２節　　乗車券の効力

（有効期間）

第５５条　乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1)　普通乗車券

指定されたＤＭＶの便に限る。

(2)　定期乗車券

１箇月、３箇月、又は６箇月とする。

(3)　金券式回数乗車券

３箇月とする。

（途中下車）

第５６条　途中下車の取扱については、次による。

(1)　途中下車の取扱いをしない。途中下車の場合、使用券片は前途無効として回収する。

(2)　定期乗車券の途中下車及び途中乗車

制限しない。

（改氏名の場合の定期乗車券の書替）

第５７条　定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その氏名の書替の請求をしなければならない。

（乗車券が前途無効となる場合）

第５８条　乗車券は、次の各号の１に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

(1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。

(2) 旅客が第 113 条第 3 項、第 115 条又は第 116 条の取扱を受けたとき。

(3) 鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 条）第 33 条～第 35 条及び第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）

第５９条　定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の１に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

(1)　旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。

(2)　券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。

(3)　第２６条第１項の規定により無効となる旅客運賃割引証で請求した乗車券を使用したとき。

(4)　身分又は資格を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。

(5)　券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。

(6)　区間の連続していない２枚以上の普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7)　旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。

(8)　有効期間を経過した乗車券を使用したとき。

(9)　係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(10)　大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第５４条に規定する場合を除く。

(11)　乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。

(12)　その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

２　前項の規定は、偽造(偽装を含む。以下同じ)した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第６０条　定期乗車券は、次の各号の１に該当する場合は、無効として回収する。

(1)　定期乗車券は、その記名人以外のものが使用したとき。

(2)　券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。

(3)　使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。

(4)　券面表示事項を塗り消し又は改変して使用したとき。

(5)　区間の連続していない２枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(6)　定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は金券式回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間（金券式回数乗車券は、その金券式回数乗車券で利用した区間）との間を乗車したとき。

(7)　通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。

(8)　有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。

(9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。

(10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第６１条の規定による身分証明書を携帯していないとき。

(11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(12) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

２　前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用した場合に準用する。

（通学定期乗車券の効力）

第６１条　通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した身分証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

２　指定学校において、その代表者が発行した身分証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の身分証明書に代用することができる。

第５章　　乗車券類の様式

第１節　　通則

（乗車券類の表示事項）

第６２条　乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示することとする。

(1)　旅客運賃額

(2)　有効区間

(3)　有効期間

(4)　発売日付

(5)　発売箇所名

２　次の各号に掲げる乗車券類にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略もしくは、その他必要事項を追加又は裏面に表示することがある。

(1)　臨時に発売する乗車券類

(2)　その他特殊乗車券類

（この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等）

第６３条　この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の様式であって、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記入する等の方法によって補うものとする。

２　乗車券類の様式は、必要によっては、次の各号に定めるところにより変更することことがある。

(1)　前条第１項に規定する表示事項

イ　表示事項の一部の裏面表示

ロ　表示事項の配列の変更

(2)　前号以外の様式

イ　乗車券類の寸法の変更

ロ　表示事項の表示箇所、配列又は表示方式の変更

ハ　表示事項の一部の省略又は追加

３　乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであっても専用の様式のものを使用することがある。

４　小児用等の乗車券類は、券面に小児等の表記を記載することとする。

（乗車券類の駅名等の表示方）

第６４条　乗車券類の駅名及び旅客運賃の表示方は、次のとおりとする。

乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃に従って表示する。

（旅客運賃割引等に対する表示）

第６５条　旅客運賃の割引等を行う乗車券類には、その証として、旅客運賃割引等に対する表示を行う。

第２節　　乗車券類の様式

第１款　普通乗車券の様式

（普通乗車券の様式）

第６６条　普通乗車券の様式は、次のとおりとする。

表（裏無地）

DMV 乗車券	
路線	**DMV** 海南宍喰路線
乗車地	阿波海南文化村
降車地	道の駅宍喰温泉

６月１日　１２便　６時０５分発

座席番号 ３Ａ

ＱＲ

運賃	８００円
券種	大人料金
発行日	2021/05/10　11：53
発行場所	阿佐海岸鉄道　宍喰駅
運行会社	阿佐海岸鉄道
予約番号	05/10-00000081-01

第２款　　定期乗車券の様式

（補充定期乗車券の様式）

第６７条　補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

ア　補充通勤定期乗車券

表

甲　NO 00160

阿佐海岸鉄道　　通勤定期乗車券

経由(　　)　　年　月　日から

年　　月　　日まで

円　　殿　　才

年　月　日　　宍喰駅発行

適用1か月　適用3か月　適用6か月

1　3　6

乙　00160

通勤定期

経由(　　)

年　月　日から

年　月　日まで

年　月　日

宍喰駅発行

裏

毎度ご乗車くださいましてありがとうございます。

（ご注意）

1　次のような場合は乗車券を無効として回収し、全区間の増運賃をいただきます。ご注意ください。

イ　氏名、年齢、その他の事項を偽って使用したとき。

ロ　券面表示事項をぬり消し又は改変したとき。

ハ　他人名義のものを使用したとき。

ニ　通用期間以外に使用したとき。

ホ　通勤区間以外の区間を乗車したとき。

ヘ　その他不正手段として使用したとき。

2　通用期間が切れたり不用になったときは、お返しください。

3　定期券は早めに更新してください。期間前通用で14日前から発行します。　宍喰駅発行

イ　補充通学定期乗車券　　（様式省略）

第３款　　金券式回数乗車券の様式

（金券式回数乗車券の様式）

第６８条　金券式回数乗車券の様式は、次のとおりとする

１００円券×１２枚綴り　（様式省略）

第４款　　特殊割引乗車券の様式

（特殊割引乗車券の様式）

第６９条　特殊割引乗車券の様式は、その都度会社において指定する。

第６章　　乗車券類の改札及び引渡し

第１節　　通則

（乗車券類の改札）

第７０条　乗車の目的で乗降場に入場し、又は、乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

２　前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が身分証明書等の携帯を必要とするものであるときの身分証明書又は第１３条に規定する整理券についても又同じとする。

（乗車券類の引渡し）

第７１条　旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、若しくは不要となった場合又は、その乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引渡しするものとする。

第２節　　乗車券類の改札及び引渡し

（普通乗車券の改札及び引渡し）

第７２条　普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示するものとする。ただし、駅員無配置駅から乗車する場合はこの限りでない。

２　普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。ただし、乗車券を所持していない旅客（乗車定員を超えない場合に限る）は、整理券により運賃を精算するものとする。

（定期乗車券の改札及び引渡し）

第７３条　定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

（金券式回数乗車券の改札及び引渡し）

第７４条　金券式回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券で普通乗車券を購入した際に係員に引き渡すもの又は、整理券により運賃を精算する際（乗車定員を超えない場合に限る）に運賃分の金券式回数乗車券を係員に引き渡すものとする。

第７章　　乗車変更等の取扱

第１節　　通則

（乗車変更等の取扱箇所）

第７５条　乗車変更その他この章に規定する取扱は、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃の払いもどしは、宍喰駅及び１８条第３項の箇所に限って取り扱う。

２　前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、宍喰駅

及び１８条第３項の箇所において取り扱う。

（払いもどし請求権行使の期限）

第７６条　旅客は、旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、次の各号の期限を超えた場合は、払いもどしの請求をすることができない。

(1)　普通乗車券

発行日の日の翌日から起算して１箇月経過したとき

(2)　定期乗車券及び金券式回数乗車券

有効期間が満了したとき

（乗車変更をした乗車券類について旅客運賃の収受又は払いもどしをする場合の既収額）

第７７条　乗車変更の取扱をした乗車券類について、旅客運賃の収受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃を収受しているものとして収受又は払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取り扱う。

第２節　　乗車変更の取扱

第１款　　通則

（乗車変更の種類）

第７８条　旅客がその所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、会社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は乗車変更の申し出の時期に応じて次のとおりとする。

(1)　当該乗車券類による旅行開始前又は使用開始前に申し出があった場合。

乗車券類変更

(2)　当該乗車券類による旅行開始後又は使用開始後に申し出があった場合。

区間変更

（乗車変更の取扱範囲）

第７９条　乗車変更の取扱は、第８２条に規定する乗車券類変更の取扱をする場合を除き、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

（割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限）

第８０条　区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券等を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取扱をしない。

（別途乗車）

第８１条　旅客が乗車変更の請求した場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱について制限のあるのであったときは、その取扱をしない区間又は種類について別途乗車として、その区間に対する相当の運賃を収受して取扱う。

第２款　　旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱

（乗車券類変更）

第８２条　普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、１回に限って変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、金券式回数乗車券で購入した普通乗車券は、乗車券類変更は不可とする。

２　乗車券類変更の取扱をする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃を変更する乗車券類に対する旅客運賃と比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをする。この場合、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際の乗車する区間に対しても適用のものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

第３款　　旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱

（区間変更）

第８３条　普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅又は経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

(1)　着駅を、当該着駅を超えた駅への変更。

２　区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取扱う。

(1)　普通乗車券

原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃を変更する乗車券類に対する旅客運賃と比較し、不足額を収受する。この場合原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

第３節　　旅客の特殊取扱い

第１款　　通則

（旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還）

第８４条　旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払いもどしの取扱を受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

（乗車変更等の手数料の払いもどし）

第８５条　旅客は、会社が乗車変更等の際に収受した手数料の払いもどしを請求することができない。

（旅客運賃の払いもどしをしない場合）

第８６条　旅客は、第５０条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

第２款　　乗車券類の無札及び無効

（乗車券の無札及び不正使用の旅客運賃・増運賃の収受）

第８７条　旅客が、次の各号の１に該当する場合は、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、これと同額の増運賃とあわせて収受する。

(1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。

(2) 別に定める場合を除いて、乗車券の改札を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなく、その証明のできる場合は、この限りでない。

(3) 第５９条及び第６０条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む）で乗車したとき。

(4) 乗車券改札の際に、その呈示を拒み又はその改札の際に引渡しをしないとき。

（定期乗車券の不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受）

第８８条　第６０条第１項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第２項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、これと同額の増運賃とを合わせて収受する。

(1) 第６０条第１項第１号から第５号までの１に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第５号に該当する場合で効力が発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第７号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第８号に該当する場合はその発売の日から、同項第９号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日までその定期乗車券を使用して券面に表示された等級によって、券面に表示された区間（同項第５号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日１往復（又は２回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。

(2) 第６０条第１項第６号に該当する場合であって、普通乗車券及び金券式回数乗車券を使用したとき及び同条第１０号ら第１２号までの１に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

（乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方）

第８９条　第８７条の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、そのＤＭＶの始発駅から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第３款　　乗車券類の紛失

（乗車券類紛失の場合の取扱方）

第９０条　旅客が、旅行開始後、乗車券類あるいは整理券を紛失した場合であって係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間について無札旅客として、第８７条・第８９条による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受し、又係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

２　前項の場合、旅客は宍喰駅又は車内において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客はこの限りでない。

３　第１項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券類（定期乗車券を除く）を紛失した場合に準用する。

（再収受した旅客運賃の払いもどし）

第９１条　前条の規定によって旅客運賃の増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とをも宍喰駅に差出して、発見した乗車券類１枚につき手数料２００円を支払い、その旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、再収受証明書の発行日の翌日から起算して一箇月を経過したときは、これを請求することができない。

第４款　　任意による旅行の取りやめ

（旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし）

第９２条　旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が改札前で、かつ、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。（金券式回数乗車券で購入した普通乗車券は除く）この場合、旅客は手数料として、乗車券１枚につき２００円を支払うものとする。ただし、不要となった乗車券が第９７条の規定による場合は、手数料を必要としない。

（使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払いもどし）

第９３条　前条の規定は、有効開始日前の定期乗車券・使用開始前の金券式回数乗車券について準用する。ただし、払いもどし手数料は２００円とし、定期乗車券については定期乗車券を発売する駅において取扱う。ただし、金券式回数乗車券については、全券片が未使用の場合に限って取扱う。

（旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし）

第９４条　旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その旅客運賃の払い戻しを請求することは出来ない。

（不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合）

第９５条　旅客は、第５２条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し、又は、同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車しない場合の不乗区間について、旅客運賃の払いもどしを請求するこ

とができない。

２　旅客の都合により指定されたＤＭＶに乗車できなかった場合は、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

（定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし）

第９６条　旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを発売した駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券１枚につき２００円を支払うものとする。

２　前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、又、１箇月未満の経過日数は１箇月として計算する。

３　第１項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

(1)　使用経過月数が１箇月又は３箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃。

(2)　使用経過月数が２箇月のときは、１箇月に相当する定期旅客運賃の２倍の額。

(3)　使用経過月数が４箇月のときは、３箇月と１箇月に相当する定期旅客運賃の合算額。

(4)　使用経過月数が５箇月のときは、３箇月と１箇月の２倍に相当する定期旅客運賃の合算額。

第５款　　運行不能

（ＤＭＶ等の運行不能の場合の取扱方）

第９７条　旅客は旅行開始後、又は、使用開始後ＤＭＶが運行不能となった場合には、その発生以前に購入した乗車券類について次の各号の１に該当する取扱いを選択のうえ請求することができる。

イ　第９８条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし。

ロ　第９９条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし。

ハ　第１０１条に規定する定期乗車券及び金券式回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし。

２　旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購した乗車券類（定期乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券類が有効期間内（前売り乗車券類については、有効期間の開始前を含む。）であるときに限って、既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

（旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし）

第９８条　運行不能の場合の旅行中止による旅客運賃の払いもどしは、乗車券（定期乗

車券を除く。)の発駅～着駅間に対する旅客運賃とする。ただし、その乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、当該割引の旅客運賃とする。

(無賃送還の取扱方)

第９９条　第９７条第１項の規定による旅客が無賃送還の取扱を請求した場合は、次の各号に定めるところによる。ただし、乗車定員を超えない場合に限る。

(1)　無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。

(2)　無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発するＤＭＶに乗車する場合に取扱うものとする。

(3)　無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。

(4)　無賃送還は、途中下車の取扱をしない。

２　前項の無賃送還による旅客運賃の払いもどしは、乗車券(定期乗車券を除く。)の発駅～着駅間に対する旅客運賃とする。ただし、その乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、当該割引の旅客運賃とする。

(旅客運賃の払いもどし駅)

第 100 条　第９８条・第９９条により旅客運賃の払いもどしを受けようとする旅客は、宍喰駅等で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

(運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)

第 101 条　定期乗車券又は金券式回数乗車券を使用する旅客は、ＤＭＶ等が運行休止のため、引続き５日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を宍喰駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、又は　次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1)　定期乗車券

使用しない区間(２区間以上ある場合は、その区間を通算する)の原定期乗車券と同一の種類・期間による定期旅客運賃を次の日数(第３４条第２項の規定により、は数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数)で除し、その１円未満のは数を１円単位に切り上げた日割り額に休止日を乗じ、は数計算した額。

イ　有効期間が１箇月のものにあっては、　３０日

ロ　有効期間が３箇月のものにあっては、　９０日

ハ　有効期間が６箇月のものにあっては、１８０日

(2)　金券式回数乗車券

金券式回数乗車券に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額。

第６款　　誤乗及び誤購入

（誤乗区間の無賃送還）

第 102 条　旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近のＤＭＶによってその誤乗区間について、無賃送還の取扱をする。ただし、乗車定員を超えない場合に限る。

２　前項の取扱をする誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

（誤乗区間無賃送還の取扱方）

第 103 条　前項の規定による無賃送還は、途中下車の取扱をしない。

２　旅客が無賃送還途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

（乗車券誤購入の取扱方）

第 104 条　旅客が誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ　係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱をする。

２　前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしする。

第８章　　入場券

（入場券の発売）

第 105 条　乗車以外の目的で宍喰駅に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持していなければならない。ただし　６歳以上の入場券所持者が随伴する６歳未満の者１人までについてはこの限りでない。（この場合、入場者の年齢区分については第３９条の規定を準用する。）

（入場券の料金）

第 106 条　入場券の料金は、次のとおりとする。

大人　　２００円

小児　　１００円

（入場券の効力）

第 107 条　入場券は、宍喰駅で発売当日中に１人１回に限って、使用することができる。

２　入場券所持者は、ＤＭＶ等に立ち入ることができない。

（入場券が無効となる場合）

第 108 条　入場券は、次の各号に該当する場合は、無効として回収する。

(1)　券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

(2)　発売以外の駅で使用したとき。
(3)　大人が小児の入場券を使用したとき。
(4)　その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。
２　前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

（入場券の様式）

第 109 条　入場券の様式は、次のとおりとする。

（様式省略）

（入場券の改札及び引渡し）

第 110 条　入場券は、入場の際に係員に呈示して改札を受けるものとする。
２　入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合も又同じ。

（無札入場者）

第 111 条　乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第 108 条の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 106 条の規定による入場料金を収受する。
２　前項の規定は第 108 条第１項により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

（入場券の払いもどし）

第 112 条　第６条の規定により入場券の使用を制限し又は停止した場合は入場券を所持するものにあっては、入場料金の払いもどしをする。
２　前項による場合の外、入場料金の払いもどしはしない。

第９章　　手回り品

（手回り品及び持ち込み禁制品）

第 113 条　旅客は、第 114 条に規定するところにより、その携行する手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の１に該当する物品は車内に持込むことができない。
(1)　別表第１号に掲げるもの（以下「危険品」という）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの。
(2)　暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く）
(3)　死体。
(4)　動物（少数量の小鳥、小虫類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は第 114 条第２項に規定する身体障害者補助犬・盲導犬を除く。）
(5)　不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
(6)　車両を破損するおそれがあるもの。
（注）別表第４号に定める適用除外の物品及び第２号に定める適用除外の物品は、不注

意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

２　旅客が手回り品中に、危険物を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することができる。

３　前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

（無料手回り品）

第 114 条　旅客は、ＤＭＶの状況により、乗車定員を超えない場合に限り運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、３辺の最大の和が、１２０センチメートル以内のものでその重量が１０キログラム以内のものを無料で車内に１個まで持ち込むことができる。

２　旅客は、ＤＭＶの状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の１に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）第１６条第１項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第１２条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を持参する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１４条第１項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用証を所持している場合に限る。

（注）　旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第１項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

（持ち込み禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置）

第 115 条　旅客が、第 113 条第１項ただし書きの規定による車内に持ち込むことのできない物又は第 114 条の規定による持込制限を超える物品を会社の承諾を受けないで車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させることとする。

（持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置）

第 116 条　旅客が、第 113 条第１項ただし書き第１号から第６号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

（手回り品の保管）

第 117 条　手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第１０章　　携帯品の一時預り及び遺失物の回送

第１節　　携帯品の一時預り

（携帯品の一時預り）

第 118 条　旅客の携帯品は、宍喰駅において一時預りの取扱いをする。ただし、次の

各号の１に該当する物品については、一時預りの取扱をしない。

(1)　１個の長さが２メートル(運動用具、つり道具を除く)を超えるもの。

(2)　１個の最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が２メートルを超えるもの。

(3)　１個の重量が３０キログラムを超えるもの。

(4)　他の物品を汚損するおそれがあるもの。

(5)　臭気を発生するもの又は不潔なもの。

(6)　腐敗又は変質しやすいもの。

(7)　荷造りが不完全なもの。

(8)　危険品。

(9)　動物。

(10)　死体。

(11)　自転車。

(12)　現金、有価証券等の貴重品

(種類及び性質の申出)

第 119 条　旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。

２　容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑いがあるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

(一口の範囲)

第 120 条　一時預り品は、１個を一口とする。

(一時預り料)

第 121 条　携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、１個１日１回について、３００円の一時預り料を収受する。ただし、預入の日から６日以降の日については、その２倍とする。

２　前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日１日分の相当額を収受し、預け日数が２日以上のものは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

(一時預り切符)

第 122 条　携帯品の一時預りを受け付けるときは、一時預り切符を交付する。

２　一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

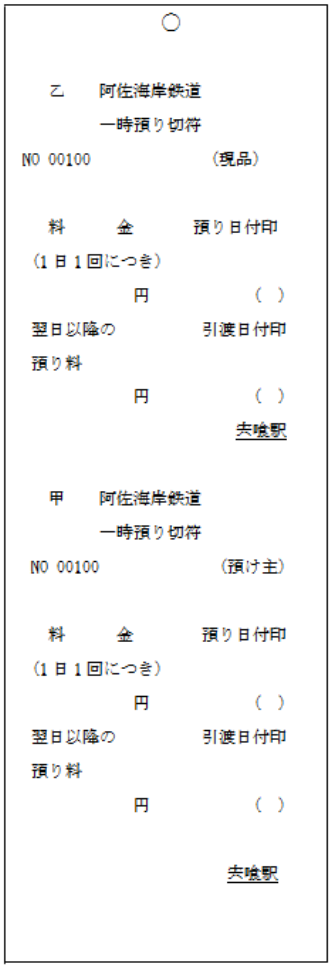

○

乙　阿佐海岸鉄道
一時預り切符
NO 00100　（現品）

料　金　預り日付印
（1日1回につき）
円　（　）
翌日以降の　引渡日付印
預り料
円　（　）
宍喰駅

甲　阿佐海岸鉄道
一時預り切符
NO 00100　（預け主）

料　金　預り日付印
（1日1回につき）
円　（　）
翌日以降の　引渡日付印
預り料
円　（　）

宍喰駅

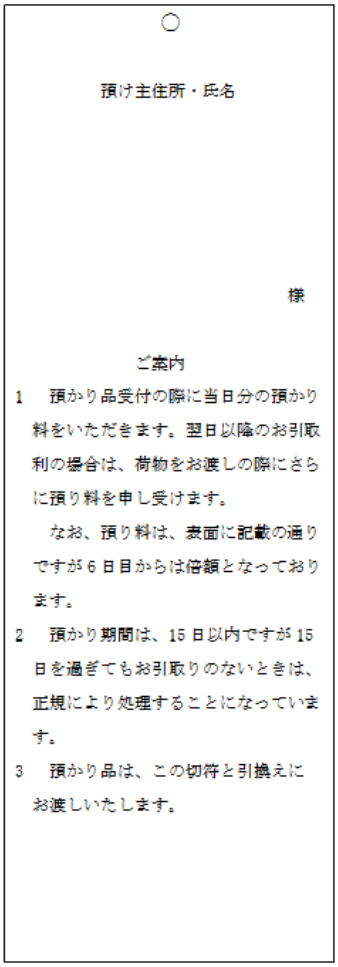

○

預け主住所・氏名

様

ご案内

1　預かり品受付の際に当日分の預かり料をいただきます。翌日以降のお引取利の場合は、荷物をお渡しの際にさらに預り料を申し受けます。
　なお、預り料は、表面に記載の通りですが6日目からは倍額となっております。

2　預かり期間は、15日以内ですが15日を過ぎてもお引取りのないときは、正規により処理することになっています。

3　預かり品は、この切符と引換えにお渡しいたします。

備考　(1)　甲及び乙の２片制とし、甲片を預け主に交付する。
(2)　２片上部中央に直径４ミリメートルの穴をあける。
(3)　番号は１号から１０，０００号までとする。

（一時預り期間）

第 123 条　預け主は、預入れの日から１５日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

２　前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、宍喰駅又は会社が指定した場所において保管する。

（一時預り品の引渡し）

第 124 条　一時預り品は、一時預り切符と引換えに引渡しをする。ただし、会社が正当権利者であると認めるときは、その受領印を受けて引渡しをする。

第２節　遺失物の回送

（遺失物の回送）

第 125 条　遺失物が、傘、つえ、帽子、ハンドバックその他これに類する身の回り品

であって、重量が５キログラム以内で、かつ、取扱上支障を生ずるおそれがないと認められるときは、１回に限り遺失者の申出により別に定める自社線内の駅のうち、その指定する駅まで無賃で回送の取扱をする。ただし、会社は、その物品に滅失・破損等の損害が発生した場合でも、故意又は重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負わない。

別表第１号(規則 113 条)

危　険　品

品目番号	危険品の品目		適用除外の物品
1	火薬類	(1)　火薬 イ　黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ　無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ　過塩素酸塩を主とする火薬 (2)　爆薬 イ　雷こう、その他の機爆薬 ロ　硝安爆薬 ハ　塩素酸カリ爆薬 ニ　カーリット ホ　その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ　硝酸エステル ト　ダイナマイト類 チ　ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3)　火工品 雷管、実砲、空砲、信管、火管、導火線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾救命索発射器用ロケット、その他の火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器・荷造ともの重量が 1 キログラム以内のもの。 (2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した次に掲げるもの。 銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで 400 個以内のもの。 (3) 銃用実砲又は銃用空砲で、弾帯又は薬ごうに挿入し、又は振動衝撃によって発火するおそれのない容器に収納した次の数量以内のもの 200 個

2	高　圧 ガ　ス	(1)　圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス 水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス塩素ガス、酸素ガス窒素ガス、炭酸ガス(二硫化炭素)、亜鉛化窒素ガス（笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品 (2)　液体ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素液体プロパン、液体炭素、液体亜硫酸、フレオン－12、フレオン－２２、液化シアン化水素(液化青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (1)医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで２本以内のもの。 (2)消火器内に封入した炭素ガスで２本以内のもの。 (3)日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、２リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のもの。
3	マッチと軽火工品		(4)　信号えん管及び信号火せんで実重量が５００グラム以内のもの。 (5)　始動薬、冷始動薬、冷始動熱筒及び始発筒で、容器・荷りともの重量が３キログラム以内のもの。
4	油脂、油布類	(1)　油脂、油布とその製品 (2)　擬ウールじゅうとその製品 (3)　動物性油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造りとも重量が５キログラム以内のものは、手回り品として 車内に持ち込むことができる。

5	可燃性液　体	(1)　鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油 ベンゼン(ベンゾール)、トルエン（トルオール)、キシレン(キシロール又はザイロール)、メタノール(メチルアルコール又は木精)、アルコール(変性アルコールを含む)、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルもノマ、エーテル、コロジアン、クロロシラン、アセトアルデヒト、ジエチル、アルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ビリジン、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸アルミ 義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルエチルエーテル，臭化エチル(エチルプロマイド) スサンブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼン油、松根油 テレビン油(松性油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バンカー油、ディーゼル重油)、ペンキその他の可燃性液体及びその製品（ペンキ等) (2)　ニトロベンゼン(ニトロペスゾール) (3)　ニトロトルエン（ニトロトルオール)	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可燃性液体そのものは除く）で、２リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。

6	可燃性固　体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガムナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状又はひも状のものに限る)、アルミニウム粉、黄りん、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は硝安)、ビク燐酸、ジニトロベンゼン、ジニトロ、ナフタリン、ジニトロトリエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造ともの重量が２キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシュウム)、低温焼成ドロマイドリン化カルシゥム、カーバイト(炭化カルシゥム)	乾燥した状態のカーバイトで、破損するおそれのない容器に密閉した１個の重量が２０キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸　類	(1)　強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸(塩化スルフリンを含む)、沸化水素酸、 (2)　薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1)　酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれないよう荷造りした０．５リットル以内のもの。 (2)　薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造りしたもの

9	酸化腐しょく剤	塩素カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、 過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブロム)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化 亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム 過酸化ナトリウム、臭化ベンジン、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン (クロルアセトフェノン)、ジニトロソレゾレシン鉛、バラトルオールスルホクロリット、四塩化チタン、三酸化クローム(無水クロム酸)、 過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しょく剤及びその製品。	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しょく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした０．５リットル以内のもの。 (2) 晒粉及び酸化腐しょく剤製品で容器・荷造りとも重量が３キログラム以内のもの。
10	揮酸性毒　物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸)、フエロシリコン、塩化硫黄、クロルビクリン、四エチル鉛、クロロホルム ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物。	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に納し、かつ、破損するおそれのいよう荷造りした０．５リットル以内のもの (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造りとも重量が３キログラムいないのもの。
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	

12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくずセルロイド製品及び同半製品。	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で実重量が 300 グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農　薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫 菊剤、ニコチン剤、デリス剤、ＢＨＣ 剤、ＤＤＴ剤、アルカリ剤、鉱油剤 クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油 剤、ＤＮ剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤 展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの (2) 拡散用高圧容器に封入した農薬で２本以内のもの

備考　この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器、・荷造等の重量は含まない。

改　正　記　録

改正月日	関　係　条　文	記　事
H．８，３，１	第 43 条の 2、第 60 条の 2、第 74 条の 2	追加
H．８，３，１	第 88 条の 2、第 94 条の 2	追加
H．９，４，１	第 50 条全文、第 52 条第 1 項(1)(2)(3)	消費税率改定に伴う運賃改定 公示第 61 号改正
H．１１，１，１	第 142 条第 1 項第 4 号 第 143 条全文、第 144 条第 1 項 (手回り品の制度改正に伴う改正)	公示第 73 号改正
H．１２，６，１	第 37 条第 1 項(1)(2)、 第 55 条第 1 項 (団体構成人員変更 15 人以上を 8 人以上)	
H．１５，１０，１	第 142 条第 1 項第 4 号 第 143 条第 3 項	10/20 付 公示第 99 号改正
H．１７，４，１	第 11 条第 3 項(追加)	3/30 付 公示第 102 号改正
H．２８，４，２８	第 142 条 6 項の後、注意項目(追加)	追加
R．３，１１，２２	第 2 条以降、変更・追加・削除	ＤＭＶ開業に伴う変更
R．４，９，２２	第 101 条(2)　一部変更	